

令和4年3月28日

御利用者・御家族の皆様

大阪府立障がい者自立センター所長

今後の新型コロナウイルス感染症対策の取組等について【令和4年4月版】

当センターにおいては、令和3年9月の緊急事態措置終了後も必要な取組を継続するとともに、センター内で新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応をあらかじめ定めることで、こうした事態に適切に対応ができるよう準備をし、その内容を令和3年10月にお知らせしたところです。

新型コロナウイルス感染症は、令和3年9月にいったん感染収束に至りましたが、12月には増加傾向に転じ、令和4年1月24日に大阪府新型コロナ警戒信号が赤色（非常事態）に移行したことを受けて、1月25日から取組の強化を実施しました。

今般、令和3年10月以降に当センターが行ってきた取組等を踏まえて、内容を更新いたしましたのでお知らせします。

御利用者・御家族の皆様には、御不便をおかけしますが、これらの取組や対応は、感染を予防し、万一、感染者が発生してもセンター内での感染拡大を最小限に止めるために行うものですので、引き続き、御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

※ 本府等を対象区域としたまん延防止等重点措置が令和4年2月21日から3月6日まで延長（21日まで再延長）されることとなり、オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策が追加されることとなりました。大阪府においては、依然として、感染規模は大きく、重症者のさらなる増加が予想されることから、今後も徹底した感染防止対策を継続する必要があること、御利用者様の多くが重症化リスクが高いとの判断から、緊急の追加的取組を実施することといたしました（第5に記載）。

同措置は3月21日で終了しましたが、特措法に基づく大阪府からの要請に受け、追加的取組を含めて、継続することといたしました。

第1 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置が適用された場合等の取組について

緊急事態措置が適用された場合等においては、次のとおり、外出自粛・面会制限など取組の強化を行います。

なお、緊急事態措置が適用された場合等とは、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用された場合のほか、大阪府による医療非常事態宣言があった場合、大阪府新型コロナ警戒信号が赤色（非常事態）となった場合、府民に対して特措法に基づき不要不急の外出自粛等の要請があった場合をいいます。

1 基本的な感染対策

(1) マスクの着用

ア 就寝・飲食・入浴等マスクの着用ができない場合を除き、常にマスクを着用してください。

イ マスクを着用していないときは、会話を極力控えてください。

ウ マスクは、原則、不織布マスクを使用してください。

(2) 石けんによる手洗い・アルコールによる手指消毒

ア センターの建物に入るとき、センター内で部屋を移動するときには、石けんによる手洗い又は手指消毒をしてください。

イ トイレを利用した後も、石けんによる手洗いをしてください。

(3) 定期的な換気

ア 居室の定期的な換気をお願いします（換気装置は24時間常時運転してください）。

2 健康管理

(1) 健康確認

毎日、健康状態の確認をお願いします。「朝の会」等で体温測定をします。

(2) 発熱や風邪症状による体調不良がある場合

ア 概ね37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は、終日自室静養とします。

イ 概ね37.5℃以上の発熱や強い風邪症状がある場合は、個室静養とし、新型コロナウイルス検査を受けていただきます（居室が一人部屋でない場合は、居室を移動いただきます）。

陰性の場合、症状軽快（解熱）後、24時間は個室で待機いただきます。

ウ イの場合、濃厚接触者となる可能性がある同室者等についても、検査結果が出るまでの間、個室等で静養をしていただきます（居室が一人部屋でない場合、居室を移動いただく場合があります）。

3 外出

(1) 外出時もマスクを着用してください。

(2) 不要不急の外出は自粛してください。

外出については、

ア 通院、日用品の購入、健康維持のための散歩等必要不可欠の目的のみとしてください。通院等により長時間の外出となる場合を除き、外食は控えていただくようお願いします。

イ 外出時間は、最短時間としてください（散歩、買い物は1時間以内）。

ウ 散歩目的の外出先は、万領中央公園又は万代池公園としてください。

また、外出の終了時間は、「午後9時まで」を「午後8時まで」に変更させていただきます。

(3) 保健所の疫学調査に協力する必要があるため、必ず外出先（行先）を申告してください。

(4) 外出中、帰所後に体調に異変があれば、すぐに職員に知らせてください。

4 面会

(1) 利用者又は面会者のいずれかが、体調不良の場合は、面会は制限させていただきます。

(2) 不要不急の面会はお控えください。面会者は御家族に制限させていただきます。

(3) 面会者が、施設に入られる際には、マスク着用、1階テクノエイド入口での検温及び手指の消毒をお願いします。

(4) (3)の後、必ず2階職員室（事務所）にお越しいただき、面会簿への記入、改めての職員による検温、体調確認をお願いします。

(5) 面会場所は、次表によりお願いします。外泊や通院の送迎時に御家族が居室にごく短時間入室することは差し支えありません（同室者への御配慮をお願いします）。

| | 面会者が家族 | 面会者が家族以外 |
|------------------------|------------------|-------------|
| 時間を要さない (概ね 15 分未満) | <u>1 階テクノエイド</u> | <u>(制限)</u> |
| 時間を要する (概ね 15 分以上) | | |

5 外泊

- (1) 外泊時も、「1 基本的な感染対策」、「3 外出」に準ずる感染対策をお願いします。
- (2) 御家族に、体調不良がある場合は、外泊は取りやめてください。
- (3) 外泊中も毎日、検温等を行い、お渡しする「健康管理シート」に記入してください。
- (4) 外泊中に、体調不良となった場合は、改善するまで自宅で静養してください。また、発熱等があった場合は、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に相談いただき、検査結果が出て、改善するまで、自宅で静養をお願いします（保健所から指示がある場合はその指示に従ってください）。
- (5) 外泊から戻る前は、必ず、帰所当日の午前9時から午後5時までの間に、当センターに電話連絡いただき、外泊中の健康状態についてお知らせください。なお、同居の御家族や外泊中に接触のあった方に、発熱や体調不良があった場合は、利用者御本人に発熱や症状がなかったとしても、必ず職員に報告をお願いします（外泊後に判明場合も含む）。
- (6) 帰所時にも、職員により再度健康状態の確認をさせていただきます。

6 自立訓練サービス

- (1) 自立訓練サービス（以下「プログラム」という）については、換気の実施、参加人数の調整、参加者の物理的な距離等に配慮し、職員はマスク着用の上、実施します。
- (2) プログラムのカラオケは、当分の間、中止とさせていただきます。
- (3) プログラムにおいて使用した備品等の消毒等を徹底するためにプログラム時間を5～10分程度短縮させていただく場合があります。
- (4) 公共交通機関を利用する交通外出や施設等の見学・体験等は、延期とします。ただし、地域移行や復職等のために、時機を逸することができない外出又は外出訓練、支援会議等については、必要な感染予防対策を講じ、実施する予定です。

第2 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置等終了後の取組について

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置等終了後の取組は、令和3年3月時点の取組内容を基本としたものとします。

1 基本的な感染対策

(1) マスクの着用

- ア 就寝・飲食・入浴等マスクの着用ができない場合を除き、常にマスクを着用してください。
- イ マスクを着用していないときは、会話を極力控えてください。
- ウ マスクは、原則、不織布マスクを使用してください。

(2) 石けんによる手洗い・アルコールによる手指消毒

- ア センターの建物に入るとき、センター内で部屋を移動するときには、石けんによる手洗い又は手指消毒をしてください。
- イ トイレを利用した後も、石けんによる手洗いをしてください。

(3) 定期的な換気

- ア 居室の定期的な換気をお願いします（換気装置は24時間常時運転してください）。

2 健康管理

(1) 健康確認

毎日、健康状態の確認をお願いします。「朝の会」等で体温測定をします。

(2) 発熱や風邪症状による体調不良がある場合

- ア 概ね37°C以上の発熱や風邪症状がある場合は、終日自室静養とします。
- イ 概ね37.5°C以上の発熱や強い風邪症状がある場合は、個室静養とし、新型コロナウイルス検査を受けていただきます（居室が一人部屋でない場合は、居室を移動いただきます）。
- 陰性の場合、症状軽快（解熱）後、24時間は個室で待機いただきます。
- ウ イの場合、濃厚接触者となる可能性がある同室者等についても、検査結果が出るまでの間、個室等で静養をしていただきます（居室が一人部屋でない場合、居室を移動いただく場合があります）。

3 外出

- (1) 外出時もマスクを着用してください。
- (2) 混雑した場所や時間は避け、換気の悪い場所には行かないようにしてください。
- (3) 保健所の疫学調査に協力する必要があるため、必ず外出先（行先）を申告してください。
- (4) 会食をする場合も、少人数のマスク会食や黙食をお願いします。
- (5) 外出中、帰所後に体調に異変があれば、すぐに職員に知らせてください。

4 面会

- (1) 利用者又は面会者のいずれかが、体調不良の場合は、面会は制限させていただきます。
- (2) 面会者が、施設に入られる際には、マスク着用、1階テクノエイド入口での検温及び手指の消毒をお願いします。
- (3) (2)の後、必ず2階職員室（事務所）にお越しいただき、面会簿への記入、改めての職員による検温、体調確認をお願いします。
- (4) 面会場所は、次表によりお願いします。外泊や通院の送迎時に御家族が居室に入室することは差し支えありません（同室者への御配慮をお願いします）。

| | 面会者が家族 | 面会者が家族以外 |
|------------------------|---------------|-----------|
| 時間を要しない (概ね 15 分未満) | 2 階面会室・談話コーナー | 1 階テクノエイド |
| 時間を要する (概ね 15 分以上) | 1 階テクノエイド | |

5 外泊

- (1) 外泊時も、「1 基本的な感染対策」、「3 外出」に準ずる感染対策をお願いします。
- (2) 御家族に、体調不良がある場合は、外泊は取りやめてください。
- (3) 外泊中も毎日、検温等を行い、お渡しする「健康管理シート」に記入してください。
- (4) 外泊中に、体調不良となった場合は、改善するまで自宅で静養してください。また、発熱等があった場合は、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に相談いただき、検査結果が出て、改善するまで、自宅で静養をお願いします（保健所から指示がある場合はその指示に従ってください）。
- (5) 外泊から戻る前は、必ず、帰所当日の午前9時から午後5時までの間に、当センターに

電話連絡いただき、外泊中の健康状態についてお知らせください。なお、同居の御家族や外泊中に接触のあった方に、発熱や体調不良があった場合は、利用者御本人に発熱や症状がなかったとしても、必ず職員に報告をお願いします（外泊後に判明場合も含む）。

(6) 帰所時にも、職員により再度健康状態の確認をさせていただきます。

6 自立訓練サービス

(1) 自立訓練サービス（以下「プログラム」という）については、換気の実施、参加人数の調整、参加者の物理的な距離等に配慮し、職員はマスク着用の上、実施します。

(2) プログラムのカラオケは、当分の間、中止とさせていただきます。

(3) プログラムにおいて使用した備品等の消毒等を徹底するためにプログラム時間を5～10分程度短縮させていただく場合があります。

第3 利用者等の新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応について

利用者・職員等の新型コロナウイルス感染が判明した場合、その対応については、保健所の指示に従うこととしていますが、指示があるまで時間を要する可能性があることを想定し、この間の初期対応を定めることとしました。

これらの対応については、センター内の感染発生状況や職員体制に応じて、変更がありうるものですので、あらかじめ御承知おきください。

1 利用者の新型コロナウイルス感染が判明した場合

- (1) 利用者に感染者が一人でも発生した場合は、集団感染（クラスター）発生の可能性があるため、症状が出た日の翌日から数えて、最低3日間はずべての利用者の居室からの移動を制限させていただきます。

ア 感染者となった利用者、その同室者その他の濃厚接触者として保健所又はセンターが判断した利用者は、一定期間隔離をさせていただきます。

イ その他の方も、同一階のトイレ、洗濯機、自動販売機、架電のための談話室の利用以外はお控えください。

※ 感染拡大防止の観点から血圧測定はお控えください。体調の不調を感じる場合は、遠慮なく職員にお知らせください。

- (2) 移動制限期間中は、外出及び面会は制限させていただきます。

ア 外出は、真に必要な通院のみとさせていただきます。

イ 荷物の受け渡しは、職員が代わって1階のテクノエイドで行います。このため、事前に御連絡をお願いします。郵送、宅配便の利用も御検討ください。

ウ 外泊は、症状がなく感染の可能性がないと判断される場合は、行っていただけます。外泊中に体調不良となった場合は、改善するまで、自宅で静養をお願いします。発熱等があった場合は、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に相談いただき、検査結果が出て、改善するまで、自宅で静養をお願いします（保健所から指示がある場合はその指示に従ってください）。

- (3) 移動制限期間中は、施設入所支援のサービス提供を行い、自立訓練サービスの提供は原則、休止させていただきます（ウ、エ参照）。

ア 食事提供は、居室配膳とし、下膳も職員が行います。

イ 服薬されている場合、お薬も職員が居室までお届けします。

ウ 入浴の提供は、原則、感染者、濃厚接触者以外の方に行います。ただし、職員体制等の理由で、提供できない場合があります。

エ 可能な範囲で、居室訪問による訓練等を実施します。

オ 健康観察及び検温は、朝昼夕実施します。

(4) 症状がない方にも、検査をお願いする場合があります。

(5) 感染者や濃厚接触者が多数となった場合、やむを得ず、感染者・濃厚接触者ごとの同室静養、（居室を移動せず）自室静養の方法をとる場合があります。

(6) 移動制限解除後も自立訓練サービスの一部又は全部を休止する場合があります。

2 職員等の新型コロナウイルス感染が判明した場合

職員等についても、利用者の皆様同様、基本的な感染対策を徹底しつつ、健康管理、体調不良時の早期の医療機関受診の取組み等を継続します。職員等の新型コロナウイルス感染が判明した場合も、「1 利用者の新型コロナウイルス感染が判明した場合」に準ずる対応を行う予定です。

また、厨房スタッフの新型コロナウイルス感染が判明した場合は、厨房再開までの間、通常と異なる献立等により食事を提供させていただくこととなります。

新型コロナウイルス感染症へのり患は、誰にでも生じうるものであることを御理解いただき、感染者が発生した場合にも、良識ある言動をとっていただきますようお願いいたします。

第4 新型コロナウイルスワクチンの追加接種について

1 追加接種を希望される場合は、どの機会です予約を行うかを決め、別添「新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る情報提供について」を参考に予約等いただく。

2 追加接種の予約ができたなら、担当職員にお知らせいただく。

3 予約日にワクチン接種会場でワクチン接種を受けていただく。ワクチン接種会場までの送迎等については、原則、御家族のみなさまにお願いします。

予約・送迎等でお困りのときは職員に御相談ください。

第5 令和4年2月21日からのまん延防止等重点措置延長に伴う取組の強化について

第1の内容に追加的取組を追加しています。

当センターにおける追加的取組

- ア 面会は原則自粛いただくこと（御家族等のセンター内の立入も含みます）
- ・荷物の受け渡しは、職員を通じて行うこと（このため、事前に御連絡をお願いします。また、郵送、宅配便の利用も御検討ください）
 - ・引き続き、不要不急の外出はお控えください。面会を目的とした外出もお控えください。
- イ テクノエイドでの飲食・談話を控えていただくこと

1 基本的な感染対策

(1) マスクの着用

- ア 就寝・飲食・入浴等マスクの着用ができない場合を除き、常にマスクを着用してください。
- イ マスクを着用していないときは、会話を極力控えてください。
- ウ マスクは、原則、不織布マスクを使用してください。

(2) 石けんによる手洗い・アルコールによる手指消毒

- ア センターの建物に入るとき、センター内で部屋を移動するときには、石けんによる手洗い又は手指消毒をしてください。
- イ トイレを利用した後も、石けんによる手洗いをしてください。

(3) 定期的な換気

- ア 居室の定期的な換気をお願いします（換気装置は24時間常時運転してください）。

2 健康管理

(1) 健康確認

毎日、健康状態の確認をお願いします。「朝の会」等で体温測定をします。

(2) 発熱や風邪症状による体調不良がある場合

- ア 概ね37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は、終日自室静養とします。
- イ 概ね37.5℃以上の発熱や強い風邪症状がある場合は、個室静養とし、新型コロナウイルス検査を受けていただきます（居室が一人部屋でない場合は、居室を移動いただき

ます)。

陰性の場合、症状軽快(解熱)後、24時間は個室で待機いただきます。

ウ イの場合、濃厚接触者となる可能性がある同室者等についても、検査結果が出るまでの間、個室等で静養をしていただきます(居室が一人部屋でない場合、居室を移動いただく場合があります)。

3 外出

(1) 外出時もマスクを着用してください。

(2) 不要不急の外出は自粛してください。

外出については、

ア 通院、日用品の購入、健康維持のための散歩等必要不可欠の目的のみとしてください。通院等により長時間の外出となる場合を除き、外食は控えていただくようお願いします。

面会を目的とした外出もお控えください。

イ 外出時間は、最短時間としてください(散歩、買い物は1時間以内)。

ウ 散歩目的の外出先は、万領中央公園又は万代池公園としてください。

また、外出の終了時間は、「午後9時まで」を「午後8時まで」に変更させていただきます。

(3) 保健所の疫学調査に協力する必要があるため、必ず外出先(行先)を申告してください。

(4) 外出中、帰所後に体調に異変があれば、すぐに職員に知らせてください。

4 面会

(1) 面会は、原則、制限させていただきます。

(2) 荷物の受け渡しは、職員が代わって1階のテクノエイドで行います。このため、事前に御連絡をお願いします。郵送、宅配便の利用も御検討ください。

※ 面会のことでお困りのことがありましたら、遠慮なく職員まで御相談いただきますようお願いいたします

5 外泊

(1) 外泊時も、「1 基本的な感染対策」、「3 外出」に準ずる感染対策をお願いします。

(2) 御家族に、体調不良がある場合は、外泊は取りやめてください。

(3) 外泊中も毎日、検温等を行い、お渡しする「健康管理シート」に記入してください。

- (4) 外泊中に、体調不良となった場合は、改善するまで自宅で静養してください。また、発熱等があった場合は、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に相談いただき、検査結果が出て、改善するまで、自宅で静養をお願いします（保健所から指示がある場合はその指示に従ってください）。
- (5) 外泊から戻る前は、必ず、帰所当日の午前9時から午後5時までの間に、当センターに電話連絡いただき、外泊中の健康状態についてお知らせください。なお、同居の御家族や外泊中に接触のあった方に、発熱や体調不良があった場合は、利用者御本人に発熱や症状がなかったとしても、必ず職員に報告をお願いします（外泊後に判明場合も含む）。
- (6) 帰所時にも、職員により再度健康状態の確認をさせていただきます。

6 自立訓練サービス

- (1) 自立訓練サービス（以下「プログラム」という）については、換気の実施、参加人数の調整、参加者の物理的な距離等に配慮し、職員はマスク着用の上、実施します。
- (2) プログラムのカラオケは、当分の間、中止とさせていただきます。
- (3) プログラムにおいて使用した備品等の消毒等を徹底するためにプログラム時間を5～10分程度短縮させていただく場合があります。
- (4) 公共交通機関を利用する交通外出や施設等の見学・体験等は、延期とします。ただし、地域移行や復職等のために、時機を逸することができない外出又は外出訓練、支援会議等については、必要な感染予防対策を講じ、実施する予定です。
- (5) テクノエイドでの飲食・談話は控えていただくようお願いします。